平成２１年（再ロ）第１号

愛媛県八幡浜市江戸岡１丁目11番32号

再生債務者　喜代平要一

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成22年４月８日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成22年４月９日　松山地方裁判所大洲支部

平成２１年（再ロ）第９号

鹿児島市郡元２丁目10番４号

再生債務者　藤林　一成

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成22年４月８日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成22年４月９日

鹿児島地方裁判所民事第３部再生係

平成２１年（再ロ）第９号

埼玉県越谷市東大沢２丁目17番地４

再生債務者　加藤　尚典

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成22年４月１日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成22年４月９日

さいたま地方裁判所越谷支部再生係

平成２１年（再ロ）第５号

新潟県新発田市中央町４丁目７番８号

再生債務者　姉崎　　健

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成22年４月６日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成22年４月13日

新潟地方裁判所新発田支部

平成２１年（再ロ）第１０号

川崎市川崎区田町２丁目４番12―610号

再生債務者　杉田　純一

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成22年４月９日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成22年４月13日

横浜地方裁判所川崎支部破産係

給与所得者等再生による免責決定

平成２２年（モ）第４００１２号

仙台市青葉区川平４丁目10番37号

再生債務者　今野　節男

1　主文　再生債務者を免責する。

2　理由の要旨　再生債務者が再生計画を遂行することが極めて困難であり、かつ、民事再生法235条１項各号に定める事由がある。

平成22年４月８日

仙台地方裁判所第４民事部

国家公務員共済組合連合会職員共済組合定款の一部変更について

国家公務員共済組合連合会職員共済組合定款（平成13年４月１日制定）を次のように変更する。

平成22年３月31日　　国家公務員共済組合連合会職員共済組合代表者
国家公務員共済組合連合会理事長　尾原　榮夫

第17条に次の１項を加える。

2　附加給付の支給に関する手続に関し必要な事項は、運営規則で定める。

第31条第１項の表中「$\frac{26.60}{1,000}$」を「$\frac{30.60}{1,000}$」に、「$\frac{3.54}{1,000}$」を「$\frac{4.07}{1,000}$」に、「$\frac{53.20}{1,000}$」を「$\frac{61.20}{1,000}$」に、「$\frac{7.08}{1,000}$」を「$\frac{8.14}{1,000}$」に改める。

附則第６条第２項中「第19条」を「第17条第２項及び第19条」に、「附則第６条第１項第１号」を「同項第１号」に改める。

附　則

1　この変更は、平成22年４月１日から施行する。

2　変更後の第31条第１項の規定は、平成22年４月以後の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十二年五月二十日であり、両社の株主総会の承認決議は平成二十二年四月十五日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十二年四月十六日

掲載頁　五十六頁（号外第八十三号）

平成二十二年四月十九日

東京都台東区東上野五丁目一番五号

（甲）株式会社日本エル・シー・エー

代表取締役　木下　義和

大阪市福島区福島五丁目一番地五

（乙）株式会社ＬＣＡ－Ｉ

代表取締役　久保　裕滋

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十二年五月二十六日です。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）http://www.indivision.co.jp/

（乙）確定した最終事業年度はありません。

平成二十二年四月十九日

東京都港区三田四丁目八番三六号

（甲）株式会社インディビジョン

代表取締役　板倉　広高

東京都港区西麻布三丁目一八番四号

（乙）株式会社アイマーキュリーセールス

代表取締役　今村　信一郎

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十二年六月一日であり、両社の株主総会の承認決議は平成二十二年五月二十六日に予定しております。

なお、甲は効力発生日をもって商号をサンリード中部株式会社に変更致します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十二年四月十二日

掲載頁　一一〇頁（号外第七十八号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十一年七月九日

掲載頁　一二三頁（号外第一四五号）

平成二十二年四月十九日

名古屋市昭和区御器所二丁目二二番七号

（甲）勝美窯料株式会社

代表取締役　小川　哲廣

名古屋市昭和区白金三丁目五番二三号

（乙）株式会社ナックス

代表取締役　飯田　裕重